

令和 7 年

第 6 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 1 8 号

秋田県教育委員会

議案第十八号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（扶養親族の範囲） 第五十七条 条例第十四条第二項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者（以下「扶養親族」という。）には、次に掲げる者は含まれないものとする。 一・二 略 （条例別表第五に掲げる地域に在勤する職員との権衡上必要があると認められるものの基準等） 第七十条 条例第二十四条第一項第二号（一）の規則で定める基準は、公署の所在地の月の平均気温の最低値（過去三十年間の各月の平均気温であつて、気象庁が発表する数値をいう。）が摂氏零度以下であり、かつ、その所在地の月の最深積雪の最大値（過去三十年間の各月の平均積雪深（十二月から翌年三月までのものに限る。）のうち、気象庁が発表する数値をいう。以下この項において同じ。）が十五センチメートル以上であること、又は公署の所在地の月の最深積雪の最大値が八十センチメートル以上であることとする。 2 条例第二十四条第一項第二号（三）の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）別表に掲げる地域（秋田県内の地域を除く。）に在勤する職員	（扶養親族の範囲） 第五十七条 条例第十四条第二項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 一・二 略 （秋田県との権衡上必要があると認められる地域） 第七十条 条例第二十四条第一項第二号の規則で定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）別表に掲げる地域（秋田県内の地域を除く。）とする。

二 勤務場所（公署以外のものをいう。）が前項の基準に適合すると認められる職員（前号の職員を除く。）

（寒冷地手当の額）

第七十一条 条例第二十四条第二項の表の規則で定める額は、前条第二項第一号の職員にあつては次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同項第二号の職員にあつては地域の区分を四級地として基準日における世帯等の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

（表 略）

2 基準日において条例第二十四条第一項各号に掲げる

職員（以下この項及び第七十三条において「支給対象職員」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、条例第二十四条第二項の規定による額を無給休職者等（第六十九条各号に掲げる職員をいう。以下この項において同じ。）又は有給休職者（条例第二十六条第二項、第三項又は第五項の規定により寒冷地手当を支給される職員をいう。以下この項において同じ。）に該当した月の現日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四第一項の規定に基づく週休日並びに条例第二十八条の二第三項及び第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

一 四 略

（世帯主）

第七十二条 条例第二十四条第二項の表及び前条第一項の表の世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

一 職員の配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養

（寒冷地手当の額）

第七十一条 条例第二十四条第二項の表の規則で定める額は、
次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、

同表に掲げる額とする。

（表 略）

2 基準日において条例第二十四条第一項各号に掲げる地域に在勤する職員（以下「支給対象職員」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、条例第二十四条第二項の規定による額を無給休職者等（第六十九条各号に掲げる職員をいう。以下

同じ。）又は有給休職者（条例第二十六条第二項、第三項又は第五項の規定により寒冷地手当を支給される職員をいう。以下この項において同じ。）に該当した月の現日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四第一項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

一 四 略

（世帯主）

第七十二条 条例第二十四条第二項の表及び前条第一項の表の世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

一 条例第十四条第二項に規定する

を受けているもの及び扶養親族を有する者
二 前号に掲げる者以外の者であつて、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専有している者

扶養親族を有する者
二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専有している者

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。
令和七年五月八日提出

理 由

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第三十四号）による市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部改正に伴い、寒冷地手当の支給対象職員を定める等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年秋田県条例第 34 号）による市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年秋田県条例第 59 号。以下「条例」という。）の一部改正に伴い、寒冷地手当の支給対象職員を定める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 条例別表第 5 に掲げる地域に在勤する職員との権衡上必要があると認められる職員の基準等を定めることとする。（第 70 条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行することとする。
- (2) この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとする。

令和 7 年

第 6 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 1 9 号

秋田県教育委員会

議案第 19 号

秋田県立近代美術館協議会委員の任命について

秋田県ふるさと村条例（平成5年秋田県条例第45号）第6条の規定に基づき、秋田県立近代美術館協議会の委員を次のとおり任命する。

	氏 名	分 野	任 期
1	佐藤 直志	学校教育・社会教育	令和7年5月8日～令和8年6月9日

令和7年5月8日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

秋田県立近代美術館協議会委員の異動による退任のため、新たな委員について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県立近代美術館協議会委員名簿
任期：令和 6 年 6 月 10 日～令和 8 年 6 月 9 日

(令和 7 年 5 月 8 日現在)

以下、個人情報のため表示しません。

秋田県立近代美術館協議会委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

令和 7 年

第 6 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項

令和 7 年度美術館学芸員採用選考試験について

秋田県教育委員会

令和7年度 美術館学芸員採用選考試験 実 施 要 項

秋 田 県

＜ 受付期間 ＞ 令和7年6月9日（月）～7月7日（月）

＜ 第1次試験 ＞ 令和7年8月7日（木）

1 採用職種、採用予定人員及び勤務場所、職務内容

- ・採用職種：美術館学芸員
- ・採用予定人員：1名
- ・勤務場所：秋田県立近代美術館（横手市）、秋田県教育庁生涯学習課（秋田市）等
- ・職務内容：美術館その他教育機関での調査研究、企画展示、教育普及等の業務

2 受験資格

◆平成3年（1991年）4月2日～平成16年（2004年）4月1日に生まれた者で、次の条件を全て満たす者としてします。

ア 学校教育法に定める大学（短期大学を除く。）又は大学院において、芸術学若しくは美術史学等を専攻し卒業又は修了した者（令和8年3月31日までに卒業又は修了見込みの者を含む。）

イ 博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する者（令和8年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

◆次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

- ・禁錮（R7.6.1以降「拘禁刑」）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 資格調査等

受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について資格調査を行います。

なお、受験者の個人情報、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、目的以外のために使用することはありません。

4 試験の日時及び場所

区 分	日 程	場 所
第1次試験	令和7年8月7日（木） 9:00～12:30 専門試験、論文試験 ※ 会場等の詳細は、受験票送付の際にお知らせします。	秋田地方総合庁舎 6階 会議室
第2次試験	令和7年10月3日（金） 9:00～12:30 適性検査、口述試験 ※ 第1次試験合格通知の際に詳細をお知らせします。	秋田地方総合庁舎 6階 会議室

◆第1次試験には、受験票・筆記用具・顔写真付きの身分証明書・時計（スマートフォン等は使用不可）を持参してください。

5 試験の種目及び内容

試験種目（時間）		内 容	配点
第1次試験	専門試験 (60分)	学芸員として必要な基本的知識（博物館法改正のねらい、博物館施設が目指す姿等）について、記述式による筆記試験を行います。	100点
	論文試験 (90分)	芸術学・美術史学等に関する専門的知識、教育行政における課題への理解力と思考力、その他の能力について、記述式による筆記試験を行います。	200点
第2次試験	適性検査 (60分)	公務員としての職務遂行上の適性について検査を行います。	200点
	口述試験 (20分程度)	社会性、積極性、信頼性、学芸員としての適性および専門知識等について、個別に面接試験を行います。	

6 合格者の決定方法

第1次試験、第2次試験ともに、各試験種目（適性検査を除く）において、一定の基準に達しない試験科目が一つでもある場合は、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格となります。

(1) 第1次試験の合格者の決定方法

第1次試験における専門試験及び論文試験の合計得点により、合格者を決定します。

(2) 第2次試験の合格者の決定方法

第1次試験及び第2次試験における合計得点により、合格者を決定します。

7 合格者の発表

第1次試験合格発表	令和7年9月上旬	合否は書面で通知します。
第2次試験合格発表	令和7年11月上旬	
最終合格発表	令和7年11月下旬	

※ 第2次試験合格発表後、秋田県人事委員会が行う採用選考後に最終合格発表となります。

8 採用 令和8年4月1日予定

9 採用時の職 学芸主事

10 勤務条件

(1) 給与

初任給は原則として、行政職給料表1級29号給（令和7年4月1日現在の月額）は227,201円）が支給されますが、職務経験・修学年数・経歴その他の事項を勘案の上決定されます。この他、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、土・日・祝日等の県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

ただし、美術館等で勤務する場合は、土・日・祝日等の県の休日が勤務日となる場合があります。

(3) 休暇

年間20日（採用年は15日）の年次休暇や、病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇及び介護時間があります。

11 受験申込書請求

ア 受験申込書関係書類は、秋田県教育庁生涯学習課 生涯学習・学芸振興チームで配布しています。また、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」からもダウンロードが可能です。

イ 郵送によって請求する場合は、郵便番号、返送先住所、氏名を記入した返信用封筒として角2号(24.0cm×33.2cm)に140円切手を貼り、「美術館学芸員採用選考試験受験申込書請求」と朱書きした封筒に入れて郵送してください。

＜宛先＞ 〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県教育庁生涯学習課
美術館学芸員採用選考試験担当 あて

12 申込手続

次の申込関係書類を角2号封筒に入れ、「美術館学芸員採用選考試験 受験申込書在中」と朱書きし、秋田県教育庁生涯学習課まで郵送又は持参してください。

持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで受け付けます。郵送の場合は、簡易書留や特定記録郵便等、確実な方法で郵送してください。普通郵便で郵送した場合の事故については、当方では責任を負いません。

なお、受付期間は令和7年6月9日(月)から令和7年7月7日(月)(郵送の場合は消印有効)までとします。

ア 受験申込書(所定の様式: ウェブサイトからダウンロードが可能)

イ 自己紹介(所定の様式: ウェブサイトからダウンロードが可能)

ウ 大学卒業(又は見込)証明書又は大学院修了(又は見込)証明書

エ 学芸員資格取得(又は見込)証明書又は資格認定合格証書の写し

オ 研究実績又は卒業論文に関わる概要が分かるもの(様式は任意)

カ 返信用封筒2通(「受験票、第1次試験案内」等の送付)、「第1次試験結果通知、第2次試験案内」等の送付)

※ 長形3号(120mm×235mm)封筒に郵便番号、返送先住所、氏名を記入して110円分の切手を貼付ください。

なお、提出書類は一切返却できません。

【問い合わせ先】

秋田県教育庁生涯学習課 生涯学習・学芸振興チーム(秋田県庁第二庁舎6階)

(所在地) 〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号

(TEL) 018-860-5183(直通)

(E-mail) Kyou-shougai@pref.akita.lg.jp

平日の午前8時30分～午後5時(土・日・祝日は閉庁)にお問い合わせください。

※ 本実施要項は、秋田県教育庁生涯学習課のウェブサイトからダウンロードできます。